

# 仙台市 パートナーシップ宣誓制度

本制度は、互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる、または営むことを約した、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が仙台市に対し宣誓を行い、市が受領証及び受領証カード(以下「受領証等」)を交付するものです。

※ 法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(財産の相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、宣誓を行ったお二人は、受領証等を用いて、仙台市が運用する制度等を円滑に利用できる場合があります。

## 宣誓の要件

- 宣誓者が互いの意思でパートナーシップ(※1)を形成していること
- 宣誓者双方が18歳以上であること
- 宣誓者のうち、少なくとも一方が市内に住所を有している、または転入予定であること
- 宣誓者双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む)がいないこと
- 宣誓をしようとする相手方以外の者とのパートナーシップを形成していないこと
- 宣誓者同士の関係が近親者等(※2)ではないこと

※1 互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる、または継続的な共同生活を営むことを約した、一方または双方が性的マイノリティであるお二人の関係のこと

※2 直系血族、3親等内の傍系血族または直系姻族等、民法第734条から第736条までの規定により、婚姻をすることができないとされている関係をいいます。ただし、お二人の関係が養子縁組をしている、またはしていたことによりこれらの関係にある場合は宣誓可能です。

## 市民・事業者の皆さまへ

受領証等は、お二人がパートナーシップの宣誓を行い、仙台市が宣誓書を受領したことを証するものです。法的な効力が生じるものではありませんが、お二人のパートナーシップを尊重し安心して暮らすことができる環境づくりのために、受領証等が提示された場合には、本制度の趣旨をご理解いただくとともに、受領証等を活用できる場面が増えますよう、ご協力をお願いいたします。

また、受領証等を提示した方の個人情報の適切な管理やプライバシーの保護につきましてもご配慮いただきますようお願いいたします。

## 「受領証カード」の見本

(表面)

|                                            |         |
|--------------------------------------------|---------|
| パートナーシップ宣誓書受領証カード                          |         |
| 仙台市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、宣誓書を受領しました。 |         |
| 【本人】                                       | 【パートナー】 |
| 様                                          | 様       |
| (第 - 号)<br>年 月 日                           | 仙台市長 印  |

表面: 宣誓者のお名前・交付番号

裏面: お子さんのお名前(希望する場合のみ)等

※このほか、受領証を交付します。

# 宣誓の手続きについて

## 手続きの流れ

### ①宣誓日予約

Eメールまたは電話で予約してください。  
お名前やご連絡先等、予約の際に必要な項目については、市ホームページをご確認ください。

・Eメール:partnership-sensei@city.sendai.jp

・電話:022-214-6143(男女共同参画課直通)

※電話の受付時間は平日の午前8時30分～午後5時です。

### ②宣誓日確定

男女共同参画課より、必要な書類や宣誓日等についてご案内します。

### ③必要書類準備

詳細は市ホームページをご確認ください。

### ④宣誓書記入・必要書類提出

- ・宣誓日確定の際に指定された会場において、宣誓手続きを行います。
- ・宣誓されるお二人がおそろいの上でお越しください。

### ⑤受領証等交付

- ・原則、宣誓された当日に受領証等をお渡しします。
- ・宣誓の手続きを含め、お渡しまでに要する時間は1～2時間程度です。

※必要書類の確認等でお時間は前後する可能性があります。

## Q & A

Q.宣誓は二人そろって行うのですか？

A.原則として、お二人がおそろいの上で宣誓いただきます。直接会場へお越しいただくことが難しいご事情がある場合には、男女共同参画課へ事前にご相談ください。

Q.宣誓に費用はかかるのでしょうか？

A.かかりません。

(ただし、宣誓の際にご提出いただく住民票の写し等の必要書類は自己負担でご準備いただきます)

Q.子どもと一緒に宣誓できるのですか？

A.宣誓できるのはパートナーであるお二人のみですが、ご希望の場合はお子さんの名前を受領証等に記載できます。

(お子さんの年齢に制限はありません)

## 連携制度

宣誓された方が利用可能な制度は、市のホームページに掲載しています。今後、制度の追加等があった場合には、随時ホームページを更新します。

市ホームページには  
こちらからアクセスできます →

仙台市パートナーシップ宣誓

検索



## ～ 性の多様性について ～

### SOGI (ソジ・ソギ)

SOGI(ソジ・ソギ)という言葉は、性の要素である性的指向(Sexual Orientation)とジェンダーアイデンティティ(Gender Identify)の頭文字を組み合わせた用語で、LGBT(※)も含めたすべての人の性のあり方を指す言葉として使われています。

### ※ LGBT

「LGBT」は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーのそれぞれの頭文字を組み合わせた用語で、性的マイノリティの総称としても使用されますが、これらの言葉では表現しきれない多様な「性」があります。